

尾道市中間検査実施基準

(目的)

第1条 この基準は、尾道市建設工事検査規程（平成23年訓令第15号）第5条第3項に規定する中間検査の実施について必要な事項を定め、適正な契約の履行を確保することを目的とする。

(中間検査の対象工事)

第2条 中間検査の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、請負代金額3千万円以上（建築工事は5千万円以上）の工事とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(中間検査の回数及び時期)

第3条 中間検査の実施回数及び実施時期は、施工上の重要な変化点、工事の重要性、工事内容、工期、請負代金額等を考慮して決定するものとするが、次表で定める回数、時期を標準とする。ただし、債務負担行為に基づく複数年におよぶ工期の工事の場合は、次表の「請負代金額」を「当該年度の年割額」と読み替えるものとする。

請負代金額	検査回数	検査実施時期
3千万円以上1億円未満 (建築工事は5千万円以上2億円未満)	1回	進捗率が概ね40%から50%の時期
1億円以上 (建築工事は2億円以上)	2回	進捗率が概ね30%及び60%の時期

- 2 舗装工事等の短期工事、単一工種の工事及び仮設費や二次製品費（捨石、置換砂を含む。）等の占める割合が高い工事は、検査回数を1回減じることができるものとする。
- 3 工事費の増減によって、検査の回数を増減する必要がある場合は、判明した時点で、適切に検査を実施するものとする。
- 4 対象工事以外の低入札価格調査を行った工事については、第2条の規定にかかわらず、対象工事とみなし、請負代金額が3千万円以上1億円未満の例により検査を実施するものとする。
- 5 対象工事のうち、低入札価格調査を行った工事については、必要に応じて、検査の回数を増やすことができるものとする。

(検査の実施)

第4条 監督員は、請負人に中間検査の対象に係る出来形管理資料、品質管理資料及び工事写真並びに検査に必要な試験機器等を準備させるものとする。

(その他)

第5条 この基準及び尾道市建設工事検査規程に定めるもののほか、本検査に必要な事項は、市長が定める。

(施行期日)

1 この基準は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

付 則

この基準は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。